

一般社団法人日本観光研究学会 支部規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本観光研究学会(以下、「本学会」という。)定款に基づき設置される支部の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支部設立)

第2条 本学会は、定款第3条の定めるところにより、理事会の議決を経て支部を設置することができる

(2) 支部は、ある一定の近接する都道府県ならびに他国の地域に属する会員をもって構成される

(3) 支部に所属する会員の所在する都道府県内に事務局を置くことができる

(会員)

第3条 支部は該当する都道府県ならびに他国の地域に属した20名以上の会員によって構成される

(2) 会員は2つ以上の支部に重複して所属することはできない

(活動)

第4条 支部は、定款第4条(目的)、およびそれを達成するための第5条(事業)に即して次の活動を行なう

- ① 本学会会員間の研究交流および情報交換の促進
- ② 観光関連の行政組織、学術研究機関、観光促進機関、企業などとの連携促進
- ③ 研究発表会、学術講演会、講習会、見学会等の開催
- ④ その他本支部の目的を達成するために必要な活動

(報告)

第5条 支部は、理事会に、毎年度、事業報告および会計報告を行う

(役員)

第6条 支部に、次の役員を置く

- | | |
|--------|-----|
| ① 支部長 | 1名 |
| ② 副支部長 | 1名 |
| ③ 幹事 | 若干名 |
| ④ 事務局長 | 1名 |
| ⑤ 監事 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 前条の役員のうち、支部長は、本学会理事がつとめるものとし、理事会の指名によ

り選任する。その他の役員は支部長が指名する。また、前条①から④の役員は、監事を兼ねることができない

(役員職務)

第8条 支部長は、本支部を代表し、統括する。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代行する

(3) 幹事は、日常の活動を分担して処理する

(4) 事務局長は、支部活動の連絡調整を図ると共に、活動の集約・記録をする

(5) 監事は、会計を監査する

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない

(活動経費)

第10条 支部の運営に必要な経費は、過去の活動実態等を勘案し、理事会において決定する。

(会計)

第11条 支部の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

(2) 支部の予算・決算は、理事会において承認を得なければならない

(支部内での規約)

第12条 支部は、本規程内において、独自に規約を設けることができる

(2) 支部規約を設定または変更しようとするときは、支部役員3分の2以上の賛成と、本学会理事会の議決を経なければならない

(解散)

第13条 支部を解散しようとするときは、支部役員3分の2以上の賛成と、本学会理事会の議決を経なければならない

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2004年 4月 1日 支部規約施行

2015年11月29日 支部規約改定

2022年 5月14日 支部規約を廃止・支部規程として決定（一般社団法人化に伴う）